○財務省令第三号

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律（令和三年法律第八十七号）の施行に伴い、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月二十八日

財務大臣　鈴木　俊一

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の十二の二第二項第一号、第二十条の十の二第二項及び第二十二条の三十三中「第三十一条第一項第五号」を「第三十四条第一項第六号」に、「第二十六条」を「第二十八条」に改める。

附　則

この省令は、令和四年三月一日から施行する。